

小規模事業者持続化補助金 ＜ビジネスコミュニティ型＞ 交付規程

2025年4月7日制定

2025年9月10日改定

商工会地区小規模事業者持続化補助金事務局

(運営：株式会社ニューズベース)

日本商工会議所

(通則)

第1条 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）における小規模事業者持続化補助金＜ビジネスコミュニティ型＞（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）およびその他の法令の定めならびに独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の定める中小企業生産性革命推進事業補助金交付要綱によるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「商工会地区事務局」、「日商」、「補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「商工会地区事務局」とは、商工会地区小規模事業者持続化補助金事務局（運営：株式会社ニューズベース）をいう。
- (2) 「日商」とは、日本商工会議所をいう。
- (3) 「補助事業者」とは、商工会地区事務局又は日商が補助金の公募を行い、商工会地区事務局又は日商が別に定める審査基準に基づく審査で採択した単独または複数の、以下の要件をいずれも満たす法人の内部組織をいう。

(ア) 次のすべての条件を満たす日本国内に所在する法人の内部組織

1. 地域の相当数の小規模事業者が構成員となっている又は議決権を有する法人（※1）

※1 具体的には以下の法人を指す。

- ・商工会法に基づく商工会
- ・商工会議所法に基づく商工会議所
- ・社団形態の法人等であって地域内の過半の事業者が構成員となっている又は非構成員にも議決権を与えている等の組織規程を有する法人

2. 事業申請時点において、小規模事業者の経営の改善発達に資する事業を行っている旨について、経済産業大臣又は都道府県知事から法に基づく認定を受けている法人（※2）

※2 小規模事業者支援法に基づく事業計画（「経営発達支援計画」または「事業継続力強化支援計画」）の認定を受けている法人、中小企業支援法に基づく指定法人等

(イ) 次のいずれかの条件を満たす、定款上に定められた小規模事業者5人以上が参画している内部組織

1. 地域の今後を担う若手経営者・後継者等であり50歳代以下の者で構成されている
2. 女性の経営者・後継者等で構成されている

(ウ) 創業・企業経営の円滑化、事業承継の推進、女性の活躍等の共生社会の実現に関する取り組み等を行っている内部組織

(補助金交付の目的)

第3条 補助金は、セミナーや研修等の実施を通して販路開拓支援、事業承継支援、地域の防災や災害復旧活動等を展開している地域の若手経営者等又は女性経営者等のグループにより取組む事業（以下「補助事業」という。）に対して、補助事業に要する経費の一部を補助することにより、地域の若手経営者等又は女性経営者等のグループに属する小規模事業者等の経営者の資質向上、生産性向上と持続的発展を図ることを目的とする。

(交付の対象および補助率)

- 第4条 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として商工会地区事務局又は日商が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。
- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。
- 3 補助対象経費の区分および補助率は、別表1のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、商工会地区事務局又は日商事務局長が第9条第3項の規定に基づく交付決定を行った日から、補助事業者が、様式第1による「小規模事業者持続化補助金交付申請書」に記載した事業完了予定日までとする。ただし、補助事業者が第16条の規定に基づき商工会地区事務局又は日商事務局長から指示を受けた場合は、指示を受けた事業実施期限日まで事業実施期間とすることができる。

(交付の申請)

- 第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「小規模事業者持続化補助金交付申請書」に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、商工会地区事務局又は日商事務局長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電磁的方法による申請等)

第7条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請について、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、適正化法第26条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。以下同様。）により行うことができる。この交付の申請を電磁的方法で行った補助事業者については、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第15条の規定に基づく中止または廃止の申請、第16条の規定に基づく事故の報告、第17条の規定に基づく状況報告、第18条第1項の規定に基づく実績報告、第20条第2項の規定に基づく支払請求、第21条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第26条の規定に基づく事業効果等状況報告についても同様に、

電磁的方法により行うことができるものとする。

(電磁的方法による通知等)

第8条 商工会地区事務局又は日商事務局長は、前条の規定により行われた交付の申請等に対し、次条第3項の規定に基づく通知、第12条第1項の規定に基づく承認(不承認の場合も含む。以下同様)、第15条の規定に基づく承認、第16条の規定に基づく指示、第17条の規定に基づく要求、第19条の規定に基づく通知、第21条第2項の規定に基づく返還命令、第22条第1項の規定に基づく命令、第23条第1項の規定に基づく取消しまたは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

(交付決定の通知)

第9条 商工会地区事務局又は日商事務局長は、補助金の交付の決定に当たっては、補助事業者が単独の内部組織の場合には、決定額の上限を1事業あたり50万円とする。

2 前項のほか、複数の内部組織が連携した共同事業の場合には、1事業あたりの決定額の上限を100万円とする。

3 商工会地区事務局又は日商事務局長は、第6条第1項の規定による小規模事業者持続化補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、様式第2による「小規模事業者持続化補助金交付決定通知書」を補助事業者に通知するものとする。

4 第6条第1項の規定による補助金交付申請書を受領して採択された日から、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

5 商工会地区事務局又は日商事務局長は、第3項による交付の決定に当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

6 商工会地区事務局又は日商事務局長は、第6条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

7 商工会地区事務局又は日商事務局長は、第3項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による「小規模事業者持続化補助金交付申請取下届出書」をもって商工会地区事務局又は日商事務局長に申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第11条 第9条第3項の規定に基づく交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了(第15条の規定により中止または廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、商工会地区事務局又は日商事務局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を商工会地区事務局又は日商事務局長に提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的および事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 商工会地区事務局又は日商事務局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、または条件を付することができる。

(契約等)

第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、契約の相手方に対し、商工会地区事務局又は日商事務局長が行う補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第9条第3項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を商工会地区事務局又は日商事務局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社または中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 商工会地区事務局又は日商事務局長が第19条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が商工会地区事務局又は日商事務局長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条または動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知または承諾の依頼を行う場合には、商工会地区事務局又は日商事務局長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、または次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が商工会地区事務局又は日商事務局長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知、もしくは民法第467条または債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 商工会地区事務局又は日商事務局長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、または譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書きに掲げる者以外への譲渡またはこれへの質権の設定その他債権の帰属および行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 商工会地区事務局又は日商事務局長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、商工会地区事務局又は日商事務局長が行う弁済の効力は、商工会地区事務局又は日商事務局長が支払の命令を行ったときに生ずるものとする。

(中止または廃止)

第15条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書」を商工会地区事務局又は日商事務局長に提出して、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の事故報告書」を商工会地区事務局又は日商事務局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の遂行および収支の状況について、商工会地区事務局又は日商事務局長の要求があったときは、速やかに様式第7による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業遂行状況報告書」を商工会地区事務局又は日商事務局長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、または事業実施期限日の属する月の翌月の10日のいずれか早い日までに様式第8による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書」を商工会地区事務局又は日商事務局長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 商工会地区事務局又は日商事務局長は、補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により期日までに提出できないと認めた場合は期限を猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第19条 商工会地区事務局又は日商事務局長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第20条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による「小規模事業者持続化補助金に係る補助金精算払請求書」を商工会地区事務局又は日商事務局長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による「消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書」を速やかに商工会地区事務局又は日商事務局長に報告しなければならない。

- 2 商工会地区事務局又は日商事務局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税

額の全部または一部の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置および立入検査)

第22条 商工会地区事務局又は日商事務局長は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

- 2 商工会地区事務局又は日商事務局長および中小機構理事長は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、商工会地区事務局又は日商事務局長または中小機構理事長の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し等)

第23条 商工会地区事務局又は日商事務局長は、第15条の補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合または次の各号の一に該当する場合には、第9条第3項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程または法令もしくは本規程に基づく商工会地区事務局又は日商事務局長の処分または指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
 - (6) 補助事業者が、第28条に定める誓約事項に反していることが判明した場合。
 - (7) 補助事業者が、第5条に定める事業実施期限日までに補助事業を完了しなかった場合。
 - (8) 補助事業者が、第18条に定める期限内に、様式第8による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。
- 2 商工会地区事務局又は日商事務局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。
 - 3 商工会地区事務局又は日商事務局長は、第1項第1号から第3号まで又は第5号から第8号の規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第21条第3項の規定を準用する。

(収益納付)

第24条 商工会地区事務局又は日商事務局長は、補助事業者が行う事業実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業 財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を商工会地区事務局又は日商に納付させることができるものとする。

(補助事業において取得した個人情報の取扱い)

第25条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 個人情報を第三者(補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合等を除く。)に提供し、またはその内容を知らせること。

(2) 個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、または改変すること。

3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、商工会地区事務局又は日商事務局長に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置および本人(個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等について直ちに報告し、商工会地区事務局又は日商事務局長の指示に従わなければならない。

5 補助事業者は、第1項に定める個人情報以外に、自ら収集または作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて取り扱うこととする。

(事業効果等状況報告)

第26条 補助事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間(以下、「事業効果等状況報告期間」という。)の事業効果等の状況について、事業効果等状況報告期間終了日の翌日から30日以内に、様式第11「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果等状況報告書」により商工会地区事務局又は日商事務局長に報告しなければならない。

(成果の発表)

第27条 商工会地区事務局又は日商事務局長および中小機構理事長は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

第28条 補助事業者は、別紙記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第29条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、商工会地区事務局又は日商事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、2025年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、2025年9月10日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象経費の区分	補助率
専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費	定額

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

様式および別紙一覧

様式第 1	小規模事業者持続化補助金交付申請書
様式第 2	小規模事業者持続化補助金交付決定通知書
様式第 3	小規模事業者持続化補助金交付申請取下届出書
様式第 4	小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書
別紙 1	経費の配分の変更
様式第 5	小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書
様式第 6	小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の事故報告書
様式第 7	小規模事業者持続化補助金に係る補助事業遂行状況報告書
様式第 8	小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書
別紙 2	支出内訳書
別紙 3	収益納付に係る報告書
様式第 9	小規模事業者持続化補助金に係る補助金精算払請求書
様式第10	消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書
様式第11	小規模事業者持続化補助金に係る事業効果等状況報告書

(様式第1)

記入日： 年 月 日

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局 御中
日本商工会議所 事務局長 殿

郵便番号
住 所
内部組織がある法人名

内部組織名 (事業実施者)

内部組織の代表者の役職・氏名

印

小規模事業者持続化補助金交付申請書

小規模事業者持続化補助金<ビジネスコミュニティ型>交付規程第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

(注) 2、5のみ漏れなくご記入ください

記

1. 補助事業の目的および内容

補助事業計画書のとおり

* 補助事業計画書は、商工会地区事務局、日商が指定する様式(公募要領様式)を使用すること。以下同様。

2. 補助事業の開始日および完了予定日

交付決定日 ～ 20 年 月 日

3. 補助対象経費

補助事業計画書のとおり

4. 補助金交付申請額

補助事業計画書のとおり

5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項 (該当するものに○)

(1) あり / (2) なし

* 「(1) あり」の場合は以下に該当事項をご記入ください。

該当事項: _____

(様式第2)

発番 号
年 月 日

殿

※共同申請の場合は連名

商工会地区小規模事業者持続化補助金事務局
(株式会社ニューズベース)
日本商工会議所
事務局長 印

小規模事業者持続化補助金交付決定通知書

小規模事業者持続化補助金<ビジネスコミュニティ型>交付規程第6条第1項の規定により、20●年 月 日付けで申請のありました小規模事業者持続化補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので、同規程第9条第3項の規定により通知します。

【交付決定日：20●年 月 日（第 回受付締切分）】

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、20●年 月 日付けで申請のあった、小規模事業者持続化補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助対象経費および補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費および補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3. 補助金の額の確定は次によるものとする。

補助金の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、「交付すべき補助金の額」が確定したときに認められた補助対象経費の額、または配分された上記2. 記載の「補助金の額」（補助事業の内容が変更された場合に「補助金の額」の変更にかかる通知を受けたときは、変更にかかる通知を受けた額。以下同じ。）のいずれか低い額とする。

ただし、補助上限額引き上げの適用を予定している補助事業者において、「交付すべき補助金の額」の確定時に、補助上限額引き上げの適用要件を満たしていないと判断される場合には、上記2. 記載の「補助金の額」に関わらず、補助上限額引き上げの適用なく補助金の額が確定される。

4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律および同法施行令、独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める中小企業生産性革命推進事業補助金交付要綱、および小規模事業者持続化補助金＜ビジネスコミュニティ型＞交付規程（以下「交付規程」という。）で定めるところに従わなければならない。
5. 補助金に係る消費税および地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。
6. 上記のほか、本事業の実施に当たっては、商工会地区小規模事業者持続化補助金事務局又は日本商工会議所の指示に従うこと。

(様式第3)

年 月 日

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局 御中
日本商工会議所 事務局長 殿

郵便番号
住 所
内部組織がある法人名

内部組織名 (事業実施者)

内部組織の代表者の役職・氏名

印

小規模事業者持続化補助金交付申請取下届出書

20●年 月 日付けで交付決定通知(第 回受付締切分)のあった小規模事業者持続化補助金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、小規模事業者持続化補助金<ビジネスコミュニティ型>交付規程第10条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付申請の取下理由

(様式第4)

年 月 日

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局 御中
日本商工会議所 事務局長 殿

郵便番号
住 所
内部組織がある法人名

内部組織名 (事業実施者)

内部組織の代表者の役職・氏名

印

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書

20●年 月 日付けで交付決定通知(第 回受付締切分)のあった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、小規模事業者持続化補助金<ビジネスコミュニティ型>交付規程第12条第1項の規定により承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

経費の配分の変更については、(別紙1)「経費の配分の変更」のとおり

(別紙1) 経費の配分の変更

【様式第4：補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書に添付】

団体名：_____

(単位：円、税込み)

経費区分	補助対象経費	
	金額	
	変更前	変更後
1. 専門家謝金		
2. 専門家旅費		
3. 旅費		
4. 資料作成費		
5. 借料		
6. 雑役務費		
7. 広報費		
8. 委託費		
合 計		

補助金額（定額）		
----------	--	--

※変更前の補助金額を上限とする。

(様式第5)

年 月 日

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局 御中
日本商工会議所 事務局長 殿

郵便番号
住 所
内部組織がある法人名

内部組織名 (事業実施者)

内部組織の代表者の役職・氏名

印

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の中止 (廃止) 申請書

20●年 月 日付けで交付決定通知 (第 回受付締切分) のあった上記補助事業を下記のとおり中止 (廃止) したいので、小規模事業者持続化補助金<ビジネスコミュニティ型>交付規程第15条の規定により承認を申請します。

記

1. 中止 (廃止) の事業名
2. 中止 (廃止) の理由
3. 補助事業中止の期間 (廃止の時期)

(様式第6)

年 月 日

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局 御中
日本商工会議所 事務局長 殿

郵便番号
住 所
内部組織がある法人名

内部組織名 (事業実施者)

内部組織の代表者の役職・氏名

印

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の事故報告書

小規模事業者持続化補助金<ビジネスコミュニティ型>交付規程第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)
小規模事業者持続化補助金事業
(20●年 月 日交付決定 (第 回受付締切分))
2. 補助金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
3. 事故の原因および内容
4. 事故に係る金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
5. 事故に対して取った措置
6. 業務の遂行と完了日の予定
7. 事故が業務に及ぼす影響

(様式第7)

年 月 日

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局 御中
日本商工会議所 事務局長 殿

郵便番号
住 所
内部組織がある法人名

内部組織名 (事業実施者)

内部組織の代表者の役職・氏名

印

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業遂行状況報告書

小規模事業者持続化補助金<ビジネスコミュニティ型>交付規程第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)

小規模事業者持続化補助金事業

(20●年 月 日交付決定 (第 回受付締切分))

2. 補助金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)

3. 実施した補助事業の概要

(1) 事業者名

(2) 事業名

(3) 事業の概要

i) 具体的内容

ii) 本事業の進め方イメージ

(4) 月末現在の実施状況

(①当初計画の内容、②当初計画の実施状況、③直面した課題とその対応状況、
の3点について記入)

(5) 月末現在の事業経費の状況

・支出内訳書（別紙）

(6) 本補助事業がもたらす効果等

(7) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

(様式第8)

年 月 日

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局 御中
日本商工会議所 事務局長 殿

郵便番号
住 所
内部組織がある法人名

内部組織名 (事業実施者)

内部組織の代表者の役職・氏名

印

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書

小規模事業者持続化補助金<ビジネスコミュニティ型>交付規程第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)

小規模事業者持続化補助金事業

(20●年 月 日交付決定 (第 回受付締切分))

2. 事業期間

開始 20●年 月 日

終了 20●年 月 日

3. 実施した補助事業の概要

(1) 事業者名

(2) 事業名

(3) 事業の具体的な取組内容

(4) 事業成果 (概要)

(5) 事業経費の状況

・支出内訳書 (別紙2)

(6) 本補助事業がもたらす効果等

(7) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

(別紙2) 支出内訳書

【様式第8：実績報告書に添付】

団 体 名 : _____

番 号 : _____

(単位：円、税込み)

経費区分	補助対象経費
1. 専門家謝金	
2. 専門家旅費	
3. 旅費	
4. 資料作成費	
5. 借料	
6. 雑役務費	
7. 広報費	
8. 委託費	
補助対象経費合計（上記1.～8.の合計）	
(1) 補助対象経費合計 (定額、円未満は切り捨て)	
(2) 交付決定通知書記載の補助金の額 (計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額)	
(3) 交付を受ける補助金額（精算額） ((1) または (2) のいずれか低い額)	

(別紙3) 収益納付に係る報告書
【様式第8：実績報告書に添付】

団 体 名 : _____
番 号 : _____

20●年 月 日付けをもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、補助事業の実施期間内における事業化等の状況について、小規模事業者持続化補助金＜ビジネスコミュニティ型＞交付規程第24条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

- | | | |
|------------------------|---|---|
| 1. 補助事業の実施結果の事業化 | 有 | 無 |
| 2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定 | 有 | 無 |
| 3. その他補助事業の実施により発生した収益 | 有 | 無 |

(単位：円)

計画名	補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係る売上額 (C)	補助事業に係る収益額 (D)	控除額 (E)	納付額 (F)

【記載注意事項】

- (1) 1. ～ 3. においてすべて「無」(1. については、事業実施期間内に売上なし) の場合には、上記の表への記入は不要。
- (2) 「補助金額 (A)」は、別紙2 (3) に記載の額をいう。
- (3) 「補助事業対象経費 (B)」とは、別紙2 の支出内訳書に記載の「補助対象経費合計 (上記 1. ～ 8.) の合計」をいう。
- (4) 「補助事業に係る売上額 (C)」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。
- (5) 「補助事業に係る収益額 (D)」とは、「補助事業に係る売上額 (C)」から、同売上額を得るのに要した額 (補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等) を差し引いた額をいう。
なお、「補助事業に係る収益額 (D)」がゼロまたはマイナスの場合には、(D) にゼロと記載する。
- (6) 「控除額 (E)」とは、「補助事業対象経費 (B)」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額」をいう。 控除額 (E) = 補助事業対象経費 (B) - 補助金額 (A)
- (7) 「納付額 (F)」 = (「補助事業に係る収益額 (D)」 - 「控除額 (E)」)
× (「補助金額 (A)」 / 「補助事業対象経費 (B)」) * 円未満切上げ
- (注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。
- (注) 共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。

(様式第9)

年 月 日

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局 御中
日本商工会議所 事務局長 殿

郵便番号
住 所
内部組織がある法人名

内部組織名 (事業実施者)

内部組織の代表者の役職・氏名

印

小規模事業者持続化補助金に係る補助金精算払請求書

小規模事業者持続化補助金<ビジネスコミュニティ型>交付規程第20条第2項の規定に基づき、補助金を下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)

小規模事業者持続化補助金事業

(20●年 月 日交付決定 (第 回受付締切分))

2. 請求金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)

円

3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義 (カタカナ)

*以下の5項目 (カタカナの名義含む) が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。

振込先金融機関名:

金融機関コード (4桁):

支 店 名:

支店コード (3桁):

預 金 の 種 別:

口 座 番 号:

預金の名義 (カタカナ):

(様式第 10)

年 月 日

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局 御中
日本商工会議所 事務局長 殿

郵便番号
住 所
内部組織がある法人名

内部組織名 (事業実施者)

内部組織の代表者の役職・氏名

印

年度消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書

小規模事業者持続化補助金<ビジネスコミュニティ型>交付規程第 21 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額 (商工会地区事務局又は日本商工会議所 事務局長が確定通知書により通知した額)

円

2. 補助金の確定時における消費税および地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税および地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税および
地方消費税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額 (3 - 2)

円

(注) 1) 別紙として積算の内訳を添付すること。

2) 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 8 % または 10 % 相当額が消費税および地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

(様式第 11)

年 月 日

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局 御中
日本商工会議所 事務局長 殿

郵便番号
住 所
内部組織がある法人名

内部組織名 (事業実施者)

内部組織の代表者の役職・氏名

印

小規模事業者持続化補助金に係る事業効果等状況報告書

小規模事業者持続化補助金<ビジネスコミュニティ型>交付規程第26条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)

小規模事業者持続化補助金事業

(20●年 月 日交付決定 (第 回受付締切分))

2. 報告する期間

* 補助事業終了日 : 20●年 月 日

【事業効果等状況報告期間】

20●年 月 (補助事業終了日の翌月) から 1 年間

3. 実施した事業の概要

(1) 補助事業者名 (補助事業実施時の名称。共同申請の場合は全参画事業者名)

(2) 補助事業名

(3) 補助事業終了後の進捗・展開状況

(4) 補助事業終了から 1 年間の事業成果 (概要)

(5) 補助事業がもたらした効果等